

令和2年度第10回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和2年12月10日(木) 開会 午後 2時30分
閉会 午後 3時45分

(2) 場所 福岡市鮮魚市場会館 2階 第1会議室

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

中村 光明	笠 信一	城戸 武稔	久保田 喜一	田代 文昭
笠 文彦	清水 源義	中村 美佐子	高木 智代	川嶋 仁
柴田 清治	井手 鐵男	小賦 眞須美	城田 知子	明永 卯太郎
牛尾 憲一	上田 義廣			

以上 17 名

(2) 欠席委員

笠 康雄	淀川 正之	以上 2 名
------	-------	--------

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

城田 知子 牛尾 憲一

6 書記氏名

熊谷 芳範 古島 美保

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 義和	安河内 實	進藤 弥須夫	城戸 憲一	中村 和久
大神 達雄	下司 弘	板倉 清人	角 一三	馬場 雄治
安永 明弘	西嶋 慎二	青柳 善満	三笥 義則	高宮 秀之
山田 厚	吉積 俊彦	塚本 喜代太	久保 篤美	徳重 茂
大神 常夫	宗 義治	富田 一夫	西 康晴	

9 事務局出席者

藤尾 浩	堀 佳枝	宮原 信彦	行 真樹	國武 雅也
若松 弘恵	池田 和知	志藤 伸一	桑野 綾子	

議 長	<p>それでは、ただいまより、令和2年度第10回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中17名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、審議事項の議案が20件、報告事項が7件となっております。</p> <p>議事運営につきましてご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「城田 知子 委員」と「牛尾 憲一 委員」を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;">案件1 農地に係る事項 議題第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」について</p>
議 長	<p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてですが、議案第6号については、私が当事者となっており、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員は自己に関する事項について議事に参与できないため、議案第1号から第5号についての審議が終わりましたら、議案第6号の進行を副会長にお願いし、私は一時退出します。</p> <p>では、議案第1号から第5号について事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第1号について、資料により説明)</p>
西部出張所長	<p>(議案第2号～第5号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案第1号から第5号について、議案の番号順に現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。</p> <p>議案第1号は推進委員が欠席ですので、事務局から報告をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>議案第1号について事務局で調査させていただきまして特に問題はございませんでした。</p>
議 長	<p>議案第2号から第3号につきましては、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>12月4日に現地を確認しております。周辺の農地並びに水利関係に特に問題はありません。また、第3号につきましては、親子間の贈与で特に問題</p>

議 長	<p>はありません。</p> <p>議案第4号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>内容は事務局の報告通りです。造園業をやっておられますが、熱心に米作りをされておられます。また、町内の土木水利委員長も経験もしてありますので農事関係にも詳しく問題ないと思います。息子さんも一緒に働いておられますので特に問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>議案第5号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>現地を見たところ特に問題はありませんでした。</p>
議 長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは議案第1号から第5号まで一括して採決を行います。 議案第1号から第5号に関して原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので議案第1号から第5号は原案通り可決しました。 次の議案第6号につきましては、進行を副会長にお願いし、私は一時退出します。</p>
	<p><委員退室></p>
議 長 (代 理)	<p>それでは議案第6号について、事務局より説明お願いします。</p>
西 部 出 張 所 長	<p>(議案第6号について、資料により説明)</p>
議 長 (代 理)	<p>議案第6号について、現地調査された推進委員の方にご意見を伺います。</p>
推 進 委 員	<p>この議案は、あっせんによる売買でございます。地目は田となっておりますが、現況は写真にありますように畑となっております。所有権移転された後は、野菜を作られるとのことですので特に問題はございません。</p>

議長（代理）	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（代理）	<p>それでは議案第6号について採決を行います。</p> <p>議案第6号について原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（代理）	<p>全員賛成ですので議案第6号は原案通り可決しました。</p> <p>それでは議案第6号の審議が終わりましたので、会長に入室していただき、進行を会長に戻します。</p> <p><委員入室></p>
<p>議題第2号</p> <p>「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について</p>	
議長	<p>次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
西部出張所長	<p>（議案第7号について、資料により説明）</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。</p> <p>議案第7号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推進委員	<p>第7号議案に関しまして12月5日に現地を見てまいりましたが、特別問題になるようなことはありませんでした。</p>
議長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、この許可申請についてご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第7号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第7号は原案どおりで可決しました。</p>
	<p style="text-align: center;">議題第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について</p>
議 長	<p>次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第8号について、議案を取り下げる旨説明 議案第9号～第12号について、資料により説明)</p>
西部出張所長	<p>(議案第13号～第18号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>議案第9号から第18号について、議案の番号順に現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。</p> <p>議案第9号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>この案件は、3,000平米以上ですので、12月3日に事前審査会を区域担当の推進委員、事務局2名、譲受人、測量士2名、市環境局2名の9名で現地にて開催しました。</p> <p>事務局より説明がありましたように、汚水対策としましては、保管場所の底面を生コンクリートで覆い汚水の地下浸透を防止し、また、保管場所から生ずる汚水は浄化槽で処理後に排水、浄化後の水について、2年毎に専門機関に検査を依頼しているとのこと。雨水排水は一旦、溜枡にためておいて水路に放流しているとのこと。地元水利委員の承諾書も出されております。以上のことから許可相当であると認められます。よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>議案第10号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>11月30日に現地調査いたしました。写真を見ていただきたいのですが、一番隣接する左の家ですけど、この土地は申請されている土地よりも1メートル程下がって家が建っております。今度建てられようとしている所は、方角的にも南ということで、ここに家が建てば日が当たらなくなるということに気にされておりました。</p> <p>もう一つは右の方ですが、ここに家が建たなければ、景色がすごく良い所</p>

議 長	<p>で、何十年も生活をされているのですが、申請地に家を建てられる方は地元の方なので、了解されたと聞いています。</p> <p>審議をよろしく申し上げます。</p>
推 進 委 員	<p>議案第11号及び第12号について、担当区域の推進委員お願いします。</p> <p>11月30日に現地を確認しました。議案第11号については、特に問題はありませんでした。</p> <p>第12号の件ですが、事前に譲渡人の認識不足から、表土を申請前に剥いだということで始末書が出されております。表土は近くの農家の方が自分の田に入りたいとのことで急いで剥いだということです。私も後から見に行つて、譲渡人の方に注意をしましたが、最終的には始末書を出されたということです。その他の事項については特に問題ございませんので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>議案第13号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>12月5日に現地を確認しております。周辺に農地はありませんので特に問題はありません。</p>
議 長	<p>議案第14号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>現地を見て調査しましたが特に問題はありませんでした。</p>
議 長	<p>議案第15号から第17号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>12月2日に現地調査をした結果、議案第15号については、7月に一旦取下げがあった案件ですが、問題が解決したので特に問題はないと思います。</p> <p>議案第16号については、一時転用ということで表土を剥いで工事が終わったなら元に復元することを確認しています。</p> <p>議案第17号に関しましては、区域指定制度の区域内ということで問題ないと思います。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>議案第18号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>議案第18号については譲受人と譲渡人の家が近いためもめることもな</p>

議 長	<p>いと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見ご質問はありませんか。</p>
推 進 委 員	<p>議案第9号のような場合、住民の反対運動等はなかったのですか。</p> <p>もしあった場合、農業委員会としては、どういう関わり方をしたら良いのかの質問です。</p>
農地調整係長	<p>住民の反対運動というものは特にございません。こちらは平成14年から営業しておりまして、次第に拡張していったという形になっております。</p> <p>なくてはならない施設であり、周囲は霊園と特別養護老人ホームがあるような郊外であるためか、特に反対はありませんでした。</p> <p>このようなケースで住民の反対運動があった場合ですが、農業委員会は転用に関しては、農地法に基づいて審議し意見を議決するものでございまして、その意見を許可権者であります市長に送ります。その後、市長が農業委員会の意見と法律に基づいて許可、不許可を決定します。その決定に対して不服申立てや裁判になったときは、市長が当事者となります。農業委員会は法律に基づいて意見を付けて市長に送るという立場でございまして。</p>
議 長	<p>他にどなたかございませんでしょうか。</p>
推 進 委 員	<p>農家住宅と戸建て住宅との使い分けは何かあるのでしょうか。</p>
農地調整係長	<p>申請書の転用目的を書いていただくときに、建築物の理由が分かるように書いていただきます。</p> <p>農家住宅は属人性のある住宅でございまして、農家の方が建てて農家の方が住む家ということになります。戸建て住宅は一般の方が住める住宅でございまして。</p>
議 長	<p>他にどなたかございませんでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、取下げの説明のあった議案第8号を除き、議案第9号から第18号まで、一括して採決を行います。</p> <p>議案第9号から第18号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めま</p>

		す。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成ですので議案第9号から第18号は原案通り可決しました。
		議題第4号 「非農地証明の発行」について
議	長	次に、議題第4号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。
西部出張所長		(議案第19号について、資料により説明)
議	長	現地調査をされた推進委員の方にご意見を伺います。 議案第19号について、担当区域の推進委員をお願いします。
推進委員		12月4日に事務局と現地を見てまいりました。びっくりするほど荒れておりまして非農地やむなしと思います。
議	長	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。 (質問・意見なし)
議	長	それでは、議案第19号について採決を行います。 議案第19号について、原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第19号は原案どおりで可決しました。
		議題第5号 「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について
議	長	次に、議題第5号「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について事務局より説明をお願いします。

農地調整係長	(議案第20号について、資料により説明)
議 長	事務局より説明がありました議案第20号について、ご意見・ご質問はありませんか。
議 長	(質問・意見なし)
議 長	それでは、議案20号について採決を行います。 議案第20号について、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第20号については原案どおりで可決しました。 次に報告事項につきましては、書面による報告とし、説明は省略していますが、報告第5号及び第6号については、事務局から説明の申し出がありました。事務局は説明をお願いします。
西部出張所長	報告第5号 「農地法第5条第1項の規定による許可の決定」について
	(報告第5号について、資料により説明)
農地利用推進係長	報告第6号 「農地中間管理事業にかかる農用地等の貸付について」
	(報告第6号について、資料により説明)
議 長	事務局から説明があった件も含め、報告事項全般について、何かご意見・ご質問はありませんか。
議 長	(質問・意見なし)
議 長	案件2 農政に係る事項 報告第7号 「農業委員会法改正5年後調査」について
	それでは、案件2「農政に係る事項」に移ります。 報告第7号「農業委員会法改正5年後調査」について、事務局より説明を

事務局 長	お願いします。
事務局 長	(資料により説明)
議 長	事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
農 業 委 員	この調査によって、方針の変更があるんですか。
事務局 長	推進委員の定数の基準について、実際に推進委員が活動しやすい基準になっているのか、国も検証したいという考えはあるようです。全国的に基準の変更を希望している農業委員会があるようですので、その声が大きくなっていけば、基準の変更等もあるのではないかと期待しています。
議 長	その他、ご意見・ご質問等がないようであれば、これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。円滑な進行にご協力いただきありがとうございます。 それでは、これで令和2年度第10回福岡市農業委員会総会を閉会します。 なお、次回の総会は令和3年1月15日金曜日、14時30分からあいれふ10階講堂での開催を予定しております。